

目 次

1. 平成26年度 第59回定時総会報告	1
2. 祝 辞	6
3. もうすぐ還暦	8
4. 祝 辞	9
5. 理事会抄	11
6. よもやま話	17
里山に暮らす 都城支部 本村 正博	17
フルマラソン 児湯支部 吉野 裕晴	18
子供達との旅行 日南支部 豊饒 彰彦	19
7. 新入会員紹介	20
都城支部 古川 英明	20
宮崎支部 福嶋 城史	20
日南支部 吉岡 貴浩	21
都城支部 上村 広行	22
都城支部 岡元 和幸	22
宮崎支部 森山 逸郎	23
8. 平成25年度 宮崎地方法務局との登記事務協議会	24
9. 平成25～26年度 会務報告	28
10. 会員の動き	30
11. 編集後記	31

平成26年度 第59回定時総会報告

1. 日時・場所

平成26年 5月23日(金) 14時30分
ニューウェルシティ宮崎

2. 現在会員数

現在会員数	192名
出席数	119名
委任状提出数	15名
書面決議提出数	33名
合計	167名
議決権数	167個

3. 議長・副議長選出

司会者が総会に諮ったところ執行部一任との声がかかり、次のとおり指名した。両名が承諾し、議長が挨拶を行った。

議長 隈 雅彦会員
副議長 工藤義信会員

4. 議事録署名者、同書記選出

議長が議事録署名者、同書記を以下のとおり指名し総会の承認を得た。

議事録署名者 谷口和隆会員
竹嶋弘康会員
同書記 甲田俊一会員
岡本日出男事務局長

議長は本日現在会員数、出席数、委任状提出数、書面決議提出数、合計、議決権数、について上記のとおり告げた。

5. 議事日程について

議長は議事に入る前に議事日程について下記のとおり説明し、総会の承認を得た。

第1号議案 平成25年度会務報告並びに事業経過報告

第2号議案 各種委員会報告

- (1) 綱紀委員会 (2) 境界鑑定委員会
(3) 苦情相談委員会

(4) 境界問題相談センターみやざき

第3号議案 平成25年度収支決算報告(特別会計を含む)の承認について
(監査報告)

第4号議案 平成26年度事業計画(案)について

第5号議案 平成26年度収支予算(特別会計を含む)(案)について

6. 議事経過

議長は第1号議案から順に執行部および各種委員会の責任者の説明を求めた。

第1号議案 平成25年度会務報告並びに事業経過報告

鎌田隆光会長が平成25年度の事業について、次のように報告した。

平成25年度の会務報告「事業経過」報告は総会資料のとおりですが昨年は個人的には忙しい1年だった。14条地図作成作業では法務局の地図作成作業に対する県民の期待の大きさを実感した。また昨年は境界鑑定講座を開講した。講師の斬新な話に頭の錯落としをした。講師には西本元連合会長、馬淵元連合副会長も来ていただいた。

県と専門士業団体連絡協議会(七士会)で「大規模災害時の相談業務に関する協定書」を締結した。震災時に現在の地図の状況で大丈夫かと不安を感じた。

連合会の進める調査測量要領の変更、調査報告書、業務情報公開はまとめることの大変さを実感している。結果が出たら研修会等を実施する。

次に鬼塚一郎総務部長、森透業務部長、川崎雅人研修部長、小川照司広報部長、宜野座俊彦財務部長、氏益裕治社会事業部長が詳細を総会資料に沿ってそれぞれ説明した。

鬼塚一郎総務部長：苦情相談について5件あった。調査士としては、品位の保持が大前提な

のでお客には丁寧な説明を行い、十分に納得してもらって業務を進めて頂きたい。会員に対し法務局長より懲戒処分（3ヶ月の業務停止）がなされたので併せて対応をお願いしたい。

森透業務部長：（土地家屋調査士事務所・報酬）実態調査の集計結果は回収率13.5%であった。結果の資料は会員に送る。今後も協力をお願いする。特定認証局の変更は早めの手続きをお願いする。

川崎雅人研修部長：研修会の実施と、研修内容の分析、各種会合の参加について

コンプライアンス関係の講座は参加が少なかった。アンケートは意が伝わらなかったと反省している。研修会の内容の希望は報酬に関するものが多かった。今年中に検討する。

九Bの研修会に参加した。

小川照司広報部長：会報は不手際をお詫びする。法務局相談会は協力いただいた方に感謝する。

宜野座俊彦財務部長：レクレーションは例年並み、県会ゴルフは参加者増、九Bゴルフは7名参加であった。

氏益裕治社会事業部長：特別研修は9名参加。境界問題相談センターはポスター、リーフレット配付してPRした。法テラスの会合は高齢者に対する特別な支援がテーマだったが、等センターではそのような特別な支援は行っていないため、テーマに沿った説明はできず、センターの内容説明を行い、境界の相談案件の回付をお願いした。

第2号議案 各種委員会報告

1) 綱紀委員会

白土和明委員長が次のように報告した。

前年度（25年度）、綱紀事案はなかった。綱紀委員会は2回開催し、法務局への懲戒請求事案と、調査士会が綱紀案件として検討する事案の関係の整理が十分されてなくて、調査の下請け機関のような、報告を上げるもの

として運営されていたように思います。綱紀委員会のあり方としてはおかしいと思うので、整理するように執行部をお願いしたところです。今年度（26年度）は綱紀委員会の調査マニュアルを検討したい。

2) 境界鑑定委員会

平田登基美委員長が報告した。

筆界調査委員推薦委員会に参加した。境界鑑定講座は実施したので報告する。

河野一郎理事（境界鑑定講座担当）が報告した。

10回×3時間の講座に受講者は30名弱/回であった。講師は弁護士、行政書士、他会調査士をお願いした。来年もやるので参加をお願いする。

3) 苦情相談委員会

後藤泰孝委員長が5件の苦情について内容を説明した。

4) 境界問題相談センターみやざき・運営委員会

竹嶋弘康委員長が報告した。

運営委員関与員総勢70数名に感謝する。1年間大きな問題はない。法3条1項7号の法務大臣の指定は全部の会が受け、その内18会が認証取得している。宮崎では司法書士、社労士が認証取得している。過去5年の事件数の推移では事前面談が100件超、今年度の調停実施回数0件は不応諾のためである。事案の特徴としては、高齢者が多い。意思能力が疑問（言っていることが分からない、なにが問題かわからない）で事前面談員は苦労が多い。問題は国土調査区域が多い。今年は認定調査士の活用と費用の縮減を目的に規則の変更を進める。

第3号議案 平成25年度収支決算報告（特別会計を含む）の承認について

宜野座俊彦財務部長が総会資料に沿って説明した。

宜野座俊彦財務部長：決算報告のうち、収入の会費未収は4月に納入済。雑収入の減は研

修会資料代を徴収しなかった。支出の印刷費減は研修会資料を内部で作成したため、綱紀委員会費の減は開催回数減のため、啓発費減は実態調査未実施のため。特別会計決算書の当期収支合計は当期支出合計の間違い。センター支出の通信費は切手代のみが発生。

続いて監査報告として松元光春監事が、平成25年度監査報告書に従って、会計事務、業務執行が適正に行われていることを説明した。

議長は第1号議案、第2号議案、第3号議案及び監査報告について質疑を受けた。

3名の会員が質問、意見を述べ、執行部がそれぞれ回答した。

宮崎支部竹下盈紘会員が3点につき質問した。

- 1) 総務部の報告にあったみなし退会手続きの対象はだれか、去年の退会者か？
- 2) 懲戒処分の内容の報告をお願いする。
- 3) 境界鑑定委員会と鑑定講座の関係はどうなるのか？

鬼塚一郎総務部長が回答した。

聴聞は行ったがその後会費の納入があったのでみなし退会にはなっていない。去年の退会者とは関係ない。懲戒処分のホームページの公開は手違いで掲載ができなかった。業務禁止の期間がすぎたのでいまから掲載はできない。業務上の注意点は業務上の過ちではなかったようだ。児玉勝平副会長：懲戒処分の公示について連合会のホームページで公開することを決定している。

鎌田隆光会長：境界鑑定委員会の役割のひとつに境界鑑定講座の実施があるが、ここ数年講座が実施されず委員のメンバーも改選されずにきてしまった。筆界調査委員の要件でもあるので今年も鑑定講座を実施したが、鑑定委員会での議論がなく実施したので質疑のような疑問が生まれた。今後鑑定講座を定期的実施するが、その場合には鑑定委員会のメンバーを再度人選する必要があると考えている。

宮崎支部 竹下盈紘会員：懲戒処分は連合会の

ホームページで見られるか。

児玉勝平副会長：いまはまだ見られないが見られるようになる。

宮崎支部 谷口和隆会員：現状は規則違反の状態なので鑑定委員会の規則の変更を検討したほうがいい。

鎌田隆光会長は了解した。

日向支部 村川憲正会員が質問した。

センターに毎年100万円ほど助成をしているが、センターの事件は少ないのに70名関係者がいるとのことだが、ほんとに必要か。

氏益裕治社会事業部長：法で決められた業務であり、社会貢献として必要です。

ここで議長は質疑を打ち切り、本議案の可否を諮ったところ議決権の過半数の賛成を得て第1号議案、第2号議案及び第3号議案は原案のとおり可決された。

次に議長は第4号議案、第5号議案を一括上程し執行部に説明をもとめた。

第4号議案「平成26年度事業計画（案）」について鎌田隆光会長は資料に沿って説明した。また各部長が総務部、業務部、研修部、広報部、社会事業部、財務部の事業計画（案）を説明した。

第5号議案「平成26年度収支予算（特別会計を含む）（案）」について宜野座俊彦財務部長が資料に沿って説明した。

鎌田隆光会長：平成26年度の事業計画について概要を報告する。

協定書の報告をしたが、法務局の地図だけでは震災時の復元作業は大変困難と思う。地図の管理は市町村によって千差万別である。紙のデータは津波で流される状況である。Googleの地図に載せる等を考えている。

業務部の方で土地納税義務者に対する通知依頼は、隣接の境界確認で苦労されているので、各市町村の税務課にお願いして、改善ができた

いかという話です。

高齢化社会で、代理人、後見人がいないと立会もできない時代が来る。センターの必要性の話があったが実績をあげている部分もあるのでスキルが活用されると思う。協力をお願いします。鬼塚総務部長：懲戒処分の内容について説明する。使用済み収入印紙を（消印を消して）分筆登記申請に使用したもの。先ほどの説明で業務停止が終了したからホームページに載せることはできないと説明したが、情報公開に関する細則に「業務の禁止の処分の日から5年間（業務の停止の処分期間終了の日から1年間）」とあるので、ホームページの公開はこの規定に従う。今年度の計画、苦情に関するお客への対応は研修会で説明する。非調査士実態調査委嘱への対応は9月、協力をお願いします。防災対策は会員相互の非常時の連絡体制救援体制等のマニュアルを整備していきたい。

森透業務部長：土地納税義務者管理者に対する通知依頼は、隣接土地所有者の所在が確認しづらくなってきているが筆界特定制度は時間がかかるので県内の各市町村に対して固定資産税の納税義務者、管理者に対して境界立会をお願い文書を郵送してもらえかのアンケートを実施している。回答がきたら報告する。

川崎雅人研修部長：第2回研修会は26年10月17日 JAアズム202号 13:30～都市計画法、建築基準法相隣関係を予定している。第2、3回のどちらかに児玉副会長を予定している。

小川照司広報部長：会報の表紙は会員撮影の写真を利用しているので応募してほしい。法務局、七士会相談会への協力を行う。県内小学校252校に絵本の贈呈を予定している。

宜野座俊彦財務部長：レク（11月）、ゴルフ（10月）は小林支部が担当する。九Bゴルフ、日調連釣りゴルフ大会に参加をお願いします。会費制度の検討は29年度以降の会費について今年度から検討する。

氏益裕治社会事業部長：認証取得、規則変更の検討は準備金として100万円をプールした。認

証取得しない場合は返納する。また運営費削減のため、事前面談を各事務所での有料面談とする。今後は26年度に認証取得の研究および規則変更の検討、27年度に各事務所で事前面談を実施するための認定調査士の育成、28年度に規則変更を行う。

認証取得の判断時期は29年度か30年度をめどに考える。今後センターを通して認定調査士の活用、紛争解決のためのあたらしいシステムの構築等、皆様のご理解ご協力をお願いします。また各支部研修にはぜひ参加をお願いします。宜野座俊彦財務部長：予算案で収入のうち雑収入広告料は桐栄サービスの広告料が半減したため、ブロック協議会会議費の増は九四合同研修会のため、広告宣伝費は絵本の配布を行う。センター特別会計の表題の認証取得は認証取得の間違い。

議長は第4号議案、第5号議案について質疑を受けた。

4名の会員が質問、意見を述べ、執行部がそれぞれ回答した。

宮崎支部 松崎靖尚会員が質問した。

会費制度の検討を詳しく説明してほしい、また調査報告書への写真貼り付けで印刷をすると2、3枚消えるので改善をお願いします。

宜野座俊彦財務部長：検討委員会を設置して検討については26、27年度に金額、比例か定額かについてを順次検討する。

児玉勝平副会長：不具合については検討する。

宮崎支部 白土和明会員が質問した。

相談センターの事前面談を各会員の事務所で行うと面談を受けた方は公的なセンターとの意識を持つ可能性が少なくなる。個人の事務所で面談を受けるとセンターの基本的な性格が問われる。公平中立に扱うセンターという意識を持つべきで、入口が個人事務所だというのは問題がある。検討をお願いします。

氏益裕治社会事業部長：検討する。

宮崎支部 竹下盈紘会員が質問した。

予算案では、100万円を県の一般会計からセンター会計を経由してセンター特別会計に移すのはややこしいので、直接、県の一般会計からセンター特別会計にしたらどうか。面談を会員の事務所で行う件は、今の形で順調にきているのだから変える必要はない。資金の問題なら会館修繕積立金、共済掛け金を流用したらどうか。

氏益裕治社会事業部長：意見を元に検討する。

宮崎支部 谷口和隆会員が質問した。

不動産協会からの講師派遣依頼は誰が行ったのか？

鎌田隆光会長：断った。

宮崎支部 谷口和隆会員：広報部の計画に調査士の認知度アップがあるが、こういう機会があればどんどん行くべきだと思う。理事の方がどなたもいけなかったのは、私は不思議だ。今年度の計画で不動産協会に講師を派遣させてもらうよう依頼するよう広報部、研修部どちらかにいれてほしい。

鎌田隆光会長：講師を引き受けてもらえないか、お願いしたが、むつかしい問題があった。今後講師が派遣できるような検討はしていきたいと思う。但し、特定の事業計画を入れてくれというお話については、執行部のほうで検討させていただいたらいいかなと思っています。

宮崎支部 谷口和隆会員：不動産の役員の方に聞いたら非常に残念だと言っていた。だからこっちから言えば受け入れてくれると思う。是非いれてください。

ここで議長は質疑を打ち切り、本議案の可否を諮ったところ、議決権の過半数の賛成を得た。第4号議案、第5号議案は原案のとおり可決された。

議長は以上本日の議事は全て終了した。と述べた。

議長、副議長は退任の挨拶をして降壇した。



7. 議長、副議長降壇

祝 辞

日本土地家屋調査士会連合会

会長 林 千年

本日ここに、宮崎県土地家屋調査士会平成26年度第59回定時総会が盛会に開催されましたことに、まずもってお慶びとお祝いを申し上げます。

また、日頃から会長を初めとして、役員の皆様、そして、会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営につきまして、ご理解・ご協力をいただいておりますこと誠に心強く感謝を申し上げます。

新執行部となって、早一年が過ぎますが、平成25年度の連合会の事業方針大綱を基本に活動を重ね、概ね初期の目標を達成できたと考えております。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

土地家屋調査士制度において、今日的な課題として取り上げるならば、それは、「土地家屋調査士が土地境界の専門家として社会から認知を待て、その地位を確立し、社会的使命を果たすことに尽きる。」と考えております。

そのための戦略的ツールとしているのが、「境界紛争ゼロ宣言!!」を社会全体に発信すること、「日常の業務成果を活用した地図作り」に参画することであり、これを強力に推し進めていかなければなりません。

平成26年秋に、シンポジウムを開催しようとしていますのも、その一環でありますし、平成25年度の事業として、今年の3月末に、「土地家屋調査士白書2014」を発刊させていただきましたのも、それらを推進する上での基礎資料と位置付けております。

また、先ごろ、各府省情報化統括責任者連絡会議から、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針(案)が示されましたが、これまで、

連合会が要望してきました原本提示や添付書類提出の省略又はオンラインによる提出等の「オンライン手続に係る負担軽減」策が盛り込まれており、より一層、完全オンライン化に向けた取組みを強化して参ります。

さらに、国土調査法第19条第5項、の指定申請の関係では、国土交通省土地・建設産業局長から本年3月12日付けで発出された「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について」の中で基準点測量の一環として、認定登記基準点を用いてよいことの位置付けがされるとともに、地籍更正登記が条件付けられたことから、土地家屋調査士が、日常業務の成果を活用した地図作りに参画する道が大きく拓かれたと考えております。

他方、近年、全国的に、業務量の減少が問題視されておりますが、これは、少子高齢化、人口の都市部への一極集中が大きな要因であると考えられます。これについても、発想を転換すれば、業務領域の拡大につながる場面もあると考えております。例えば、土地所有者の高齢化による境界不明の多発、外国人による基地周辺地域や、水源地である山村部等の土地購入、企業による農地所有等の問題は、我々土地家屋調査士が持つ知見と経験を生かすことができる事柄であります。加えて、連合会としては、土地境界に関する法律行為の代理権、業務における調査権等の獲得を目指すべき時期が到来したと捉えております。

また、東日本大震災被災地の復興計画等が更に具体化・現実化されることに伴い、登記所備付地図の修正作業、境界復元作業の必要性・重要性が高まることを見込まれますところから、

引き続き、復興支援に取り組んで参ります。会員の皆様におかれましても、引き続きのご協力をお願いいたします。

土地家屋調査士制度を推進するに当たっては、会員の力を結集して組織力を強化し、土地家屋調査士会の自律機能の向上が肝要となります。その上からも、会員数の規模に左右されない適切な土地家屋調査士会の運営に資するべく、会員数が150人未満の土地家屋調査士会に対して、研修や広報などへの事業助成を行いたいと考えておりますので、全国の土地家屋調査士会と会員の皆様のご理解をお願いいたします。

今後も、連合会は、役員一丸となって土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、また日夜調査士制度にご尽力いただいている全調政連と連携し邁進する覚悟でおります。

宮崎県土地家屋調査士会並びに会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日もご列席の皆様のご健勝と宮崎県土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念し、お祝いのことばといたします。





もうすぐ還暦

宮崎県土地家屋調査士会
会長 鎌田 隆光

「宮崎県土地家屋調査士会」が設立60周年を迎えます。皆さん、今年の定時総会議案書が第59回となっていたのにお気づきだったでしょうか？ 50周年記念誌によれば昭和26年7月9日宮崎市農民会館で設立総会を開催し、当初の調査士会が誕生したようで、その後昭和31年8月5日に調査士法の改正に伴って現行の強制入会制度による宮崎県土地家屋調査士会としての第1回の総会が開催され、其処から起算しての第59回となっているようです。私は、昭和31年2月の早生まれですので、学年としては調査士会と同年で一緒に還暦を迎えることになります。

昔は企業の寿命60年説というのがあったのですが、最近は30年説と様変わりしています。私の業務歴も30年を少し越えて既に寿命を全うしてしまいました。

思い起こせば、昭和54年に学校を卒業後、父の補助者となった訳ですが、入った当初は現在のようなコピー機は存在せず、登記簿謄本もアンモニア臭のする湿式の青焼きの謄本で、特殊な証明はカーボン紙を使っての手書き複写でした。地積測量図も閲覧は出来ましたが、同じくトレーシングペーパーに手書き透写でした。登記簿の記入も手書きから和文タイプライターに変わっていましたが、複数記入の場合はガリ版謄写されていました。測量は入った当初からトランシットでしたが、計算はS社製の測量の計算毎にプログラムカードを入れ替えるものでした。計算結果は銀色の細長いロール紙に印字されて出てきましたが当時としては夢のような機械でした。

それが、昭和60年頃に土地家屋調査士専用の図化機を備えたパソコン、光波測距機を備えた

トランシットが出てきて、一気にほぼ現在の業務環境へと変わりました。

しかし30年近くを経て、現在の業務環境を見回すと、事務所に居ながらネットで法務局の登記簿、地図、測量図等を取得でき、同じく空中写真も古いものから現在に至るまで取得が可能になり、申請に至ってはオンライン申請により法務局に全く行かずに済んでしまう現在の業務環境こそが正に夢のようです。出来れば、近い将来に世界測地系での計測が求められている地積測量図のデータを使って、何とか地図の作成、若しくは地図のメンテナンスが出来ないのか？とも思いますが、これも機器、及び技術の革新的な変更で必ずや叶うものと思っています。

調査士の業務環境は良い方ばかりでなく、立会が難しくなったり、相続人捜しが大変になったりもしますが、だからこそ専門家の需要が生まれるのですから、変化を旨く取り入れながら、「無い物ねだりをせず、出来ることを探しつつ」次なるステップ古稀、若しくは米寿が健やかに迎えられるように皆で頑張りましょう！



祝 辞

宮崎地方法務局
局長 二宮 宏光

会員の皆様には、平素から登記行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

また、貴会におかれましては、発足以来、土地家屋調査士制度の充実・発展に御尽力され、その役割を十分に果たしてこられました。

これもひとえに、会の運営に当たってこられた役員の方々と会員の皆様の御努力のたまものであり、深く敬意を表する次第であります。

ところで、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から3年3か月が経過しました。現在も引き続き、被災地を管轄する法務局に対して全国的な支援が行われておりますが、被災地域は、いまだ復旧・復興の途上にあり、職権滅失登記に係る現地調査や被災者等に対する登録免許税の還付事務等の処理を着実に実行していく必要があります。当局におきましても、今後も、必要に応じて職員を派遣するなど、できる限りの支援を行ってまいり所存であります。

さて、せっかくの機会でもありますので、登記行政を取り巻く情勢について少し御紹介させていただきます。

一つ目は、登記のオンライン申請についてであります。

当局の平成25年における登記のオンライン申請率は、不動産登記が44.3%、商業・法人登記が48.1%となっており、登記申請に占める割合は決して高いとはいえません状況にあります。

オンライン申請の推進は、国民の利便性と行政運営の効率化の双方に資するもので、当局としましては、その普及に鋭意努力していく所存でございますので、今後とも、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、法務局における行政サービスの一環として、当局においては、本局と延岡支局に登記事項証明書発行請求機を設置しており、皆様にも、御利用いただいているところです。

この請求機では、図面や地図の請求も可能となっておりますので、引き続き積極的に御利用いただきますようお願いいたします。

二つ目は、筆界特定制度についてであります。筆界特定制度は、平成18年1月20日の発足から8年が経過したところであり、当局では、本年6月までに合計114申請、187手続の筆界特定申請がなされ、そのうち102申請、160手続が完了しています。

現在、筆界調査委員に委嘱しています土地家屋調査士21名の皆様には、筆界特定申請の迅速処理に御尽力いただいているところです。

土地の測量と筆界の専門家である皆様には、筆界調査委員あるいは申請代理人として、その専門知識と経験を遺憾なく発揮していただくことが極めて重要であると考えておりますので、今後とも、貴会及び会員の皆様方の御支援と御協力をお願いいたします。

三つ目は、登記所備付地図の作成作業についてであります。

法務省では、平成21年から平成28年までの8か年を新8か年計画として、全国の地図混乱区域を順次解消するため、登記所備付地図の整備を行っております。

当局におきましては、今年度、「宮崎市島之内の一部」の地区を対象に実施することとしております。法務局としては、この事業を推進し、土地の筆界を確定させることにより、これまで以上に土地の管理や取引の安全の確保に貢献す

ることが期待できるものと考えておりますので、引き続き、貴会及び会員の皆様の御協力をお願いいたします。

四つ目は、登記簿等の公開に関する事務の包括的民間委託についてであります。

当局における包括的民間委託は、平成20年度は本局登記部門、平成21年度は日南支局及び小林出張所において、順次実施してきましたが、平成23年4月1日からは、全ての登記所へ拡大して実施しており、現在、「株式会社総合人材センター」が受託事業者として、業務を遂行しています。

乙号事務は、その担い手が民間事業者になっても、国の責任において行う業務であることに変わりはありませんので、当局といたしましては、受託事業者に対する監督を徹底するなど、利用者の皆様の利便性を図り、円滑な実施に努めてまいる所存であります。

以上のように、登記行政を取り巻く情勢は、時代の要請とともに、多様化してきております。法務局としては、今後も登記制度が、常に新しい時代に即応したものであり続けられるよう、利用者の目線に立った行政サービスの向上に真摯に取り組み、各種事務の適正・円滑な処理に努めてまいる所存でありますので、身近な法律家である皆様には一層の御理解・御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

終わりに、宮崎県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。



理 事 会 抄

平成25年度 第6回理事会議事録

1. 日 時 平成26年 3月26日(水)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 鎌田隆光会長、児玉勝平副会長、
後藤泰孝副会長、嶋田賀久副会長
鬼塚一郎常任理事、宜野座俊彦常
任理事、氏益裕治常任理事、小川
照司常任理事、川崎雅人常任理事、
中村仁司理事、森透常任理事、山
内鶴美理事、杉山宏樹理事、植木
和美理事、河野一郎理事、松元光
春監事、崎村亮太監事
4. 議事経過
 - 1) 会長挨拶
 - 2) 総会議案書の内容について
 - (1) 開始を14:30、来賓を16:30、懇親会
を17:30とする。
役員は13:30に集合のこと
 - (2) 調査士の歌の先導は殿所会員に依頼す
る。
 - (3) 境界鑑定講座の結果について河野理事
は平田境界鑑定委員長に説明
 - (4) 感謝状の対象は業務歴40年+39年とす
る。
感謝状の名簿は次の頁へ表示する。
 - (5) 25年報告の総務の6. を七士会協定書
にして、7. その他の最後に懲戒処分を
追加。4. は非調査士実態調査に変更
 - (6) 司会は杉山理事、副は中村理事
 - (7) 土地家屋調査士倫理綱領斉唱の後に
「調査士の歌斉唱」を追加
 - (8) 境界鑑定講座の実績は境界鑑定委員会
と分けて表示する。
 - (9) 議長は宮崎支部、隈会員、副議長は日
南支部工藤会員に依頼する。
 - (10) 苦情相談委員会の委員長は後藤泰孝会

員

- (11) 議事録署名者、書記は当日決める
 - (12) 第4号議案の「外 各部長」は「他
各部長」とする
 - (13) 第9回ADR特別研修は第9回土地家
屋調査士特別研修と表示
 - (14) なんでも無料相談会の都城会場は都城
中央公民館
 - (15) 研修部の25年報告の敬称は先生で統一。
 - (16) 広報部の25年報告の4. は九B担当者
会同参加とする。
 - (17) 財務部の25年報告は修正後再提出する。
 - (18) 社会事業部の25年報告は修正後再提出
する。
 - (19) 日付別会務報告
氏名は正式に記入する。件名を統一す
る。理事会は「第1回理事会」とする。
 - (20) 各種委員会報告。苦情相談委員会は後
藤泰孝副会長とする。
 - (21) 収支会計決算書。説明の氏名は人数に
変える。
 - (22) 証紙売上は昨年の売上を参考に載せる。
 - (23) 総務部の26年度事業計画案
4. は非調査士実態調査への対応とす
る。
 - (24) 研修部の26年度事業計画案は修正後再
提出する。
 - (25) 社会事業部の26年度事業計画案は修正
後再提出する。
 - (26) 財務部の26年度事業計画案は修正後再
提出する。
- 3) 業務部
連絡不可隣接者の立会依頼郵送を県下の
各市町村に文書で依頼する。各支部長は担
当区域の市町村に持参して、回収してほし
い。西米良は本来児湯支部であるが遠距離
なので別途検討する。時期は5月中旬、ス
ーツ理事の名刺、業務報告書には往復の時
間を含むこと。
 - 4) 財務部

会館のトイレを和式から洋式に改装する。
比例会費の変更を検討する。

5) 広報

「じめんのボタンのなぞ」を県下の小学校(252校)に配布することについて、理事全員が承認した。

6) 河野理事

鑑定講座の報告を行った。修了証を用意する。

7) その他

平成26年度 第1回理事会 4月17日

平成26年度 第1回常任理事会 5月16日

平成26年度 第1回理事会議事録

1. 日 時 平成26年 4月17日(水)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 鎌田隆光会長、児玉勝平副会長、
後藤泰孝副会長、嶋田賀久副会長、
鬼塚一郎常任理事、宜野座俊彦常
任理事、氏益裕治常任理事、小川
照司常任理事、川崎雅人常任理事、
中村仁司理事、森透常任理事、山
内鶴美理事、杉山宏樹理事、植木
和美理事、河野一郎理事、松元光
春監事、崎村亮太監事

4. 議事経過

- 1) 法務局挨拶訪問
- 2) 会長挨拶
総会議案書の内容について最終確認を行
う。来年のために時間割の記録を。
- 3) 総会議案書の内容について
 - (1) 議長は宮崎支部隈雅彦会員、副議長は
日南支部工藤義信会員とする。
隈雅彦会員には5/16の常任理事会に
出席を依頼する。
 - (2) 平田登基美境界鑑定委員長が境界鑑定
講座の実績状況の説明を行う。
 - (3) 境界鑑定講座の結果について河野理事

は平田境界鑑定委員長に説明すること。

- (4) 苦情相談の内容は後藤泰孝副会長がま
とめる。
 - (5) 総会進行表を5月17日の常任理事会ま
でに作る。
 - (6) 倫理綱領の先導は中村仁司理事、調査
士の歌の先導は杉山宏樹理事が会員に依
頼する。
 - (7) 相談センターの収支決算で諸支出金の
事前面談会場使用料等は事前面談費へ。
 - (8) 財産目録の文字が一部印刷されていな
い。
 - (9) 特別会計予算書(案)の年度を26に変
更する。
 - (10) 相談センター予算の特定預金新設に関
する質問への準備を。根拠となる規定は
会計規定の3条3項である。
 - (11) 相談センターの認証取得を計画して、
準備すべき。
社会事業部の計画案に認証取得を入れ
る。
 - (12) 相談センター予算に特別会計として認
証取得準備金の項目をつくること、また
26年度は100万円の予算を計上すること
を理事全員が承認した。
- 4) その他
平成26年度 第2回理事会 6月13日

平成26年度 第2回理事会議事録

1. 日 時 平成26年 6月13日(金)
13時30分より
2. 場 所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 鎌田隆光会長、児玉勝平副会長、
後藤泰孝副会長、嶋田賀久副会長、
鬼塚一郎常任理事、宜野座俊彦常
任理事、氏益裕治常任理事、小川
照司常任理事、川崎雅人常任理事、
中村仁司理事、森透常任理事、山
内鶴美理事、杉山宏樹理事、植木

和美理事、河野一郎理事、松元光
春監事、崎村亮太監事

4. 議事経過

1) 会長挨拶

- (1) 九州ブロック担当会の新人教育の講師について、今年は福岡会が全て自前で行う。今後この傾向が続くので、28年度の宮崎会が担当会の時に困らないように講師を育成しておきたい。会員が講師として発表する機会を増やすために、少人数の研修会を多く実施してほしい。検討をお願いします。
- (2) 法務局から懲戒請求があった旨の連絡があった。
- (3) 14条地図について新8か年地図整備計画が発表された。社会事業部、公嘱との協議が必要。
- (4) (宮崎支部) 吉年会員、(福井会) 戸田会長の訃報に冥福を祈る。
- (5) 登記の地方移管反対決議を県議会に出すよう要請されている。

2) 総務部

- (1) 懲戒請求の全件委嘱制度(司法書士会は実施した)は日調連は拒否した。弁護士、法務局が参加するが、調査士の業務の説明に苦勞する。
- (2) 苦情相談は終了した。継続案件はない。

3) 業務部

- (1) 特定認証局の移行について
- (2) 市町村に通知依頼をしている。福岡は16市町村が協力するらしい。他会の動向をみる。
- (3) 資料センターは勉強会を行う。

4) 研修部

- (1) 2回目26年10月17日、3回目27年1月30日と日程は決まっているが、内容は検討中。調査報告書の書き方は10月に予定。
- (2) (会長) 2年後は九Bの当番会である。新人研修会の講師は今年の福岡会は全て自前だった。この傾向が続くと思うので、

準備が必要。講師を育成するために、ミニ研修会(20名ぐらい)を多く(1回/月)行ったらどうか。

5) 広報部

- (1) 会報108号の表紙は川崎さん、児玉さんに依頼しているのでよろしくお願いする。
- (2) じめんのボタン絵本配布は富山会に確認する。

6) 財務部

- (1) 会費の件は26、27年度で検討、28で決定、29から実施の計画。関係者を集めて検討会(今年度2~3回)を開く。各支部1名、宮崎2名程度。議題は「会費はどうあるべきか」
- (2) 照明のLEDへの交換は、2Fの事務所(県会8灯、公嘱10灯)の18灯、36本を実施することで、理事の賛成多数で決議された。
- (3) トイレの洋式化は見積もり中

7) 社会事業部

- (1) 公嘱との意見交換は、議題を前もって示して開催案内を出す。議題は「公益的な事業はなにか?」「会として協力できるところは?」等
- (2) センターの事前面談をどこでするかの検討。
- (3) 支部研修会は延岡は6/20、都城は9月に行う。

8) その他

- (1) 小林支部長: 県会ゴルフ、レクリエーションは6/26に小林支部で検討する。
- (2) 年間行事計画を更新して役員に送付する。
- (3) 今後の日程
平成26年度 第3回理事会
8月8日 14:30~
平成26年度 第1回支部長会
8月8日 13:30~
平成26年度 第2回常任理事会

7月11日 13:30～

望があった。2回以上欠席の会員には不参加への対応が必要。

26年度の第1回目は建築基準法の予定(日程は未定)

第2、3回目は10/17、2015/1/30の午後

平成25年度 第5回常任理事会議事録

1. 日時 平成26年2月21日(金)
13時40分より
2. 場所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 鎌田隆光会長、後藤泰孝副会長(13:55～)、嶋田賀久副会長、鬼塚一郎常任理事、宜野座俊彦常任理事、氏益裕治常任理事、小川照司常任理事、森透常任理事(14:05～)、川崎雅人常任理事、児玉勝平副会長(欠席)

4. 議事内容

1) 会長

九B会長会にて行事予定説明があった。26年8月2日～3日は福岡にて研修会なので、常任理事は参加を。境界鑑定講座は2名参加を。

2) 総務部

非調査士実態調査は9月ごろ、1～6月を対象に行う。2/10に打ち合わせを行った。5月に依頼文書が来る。

本年度の活動目標の執行状況について、このなかで、その他・防災については来年の事業計画に入れる。

領収書は内税の様式を注文する。

3) 広報部

絵本「じめんのボタンのナゾ」の配布について県内の小学校252校に配布を検討する。ステッカーについては会から補助を出すかどうかを含めて検討する。

4) 業務部

筆界特定事例の研修会は法務局に協議会で依頼する。

5) 研修部

25年度は、アンケートの結果、コンプライアンスに対する反応が少なかった。また、児玉副会長、鶴戸西カウンセラーの話の要

6) 財務部

パソコンはノートパソコンを3月中に購入する。

書籍は幹旋がきたら財務部長が選定して購入し、会員に周知する。

年金基金は後藤副会長に一任する。

7) 社会事業部

公嘱との協議会は26年度で半日×2回行う。予算措置をする。

8) その他

県会の監査は4月14日(月) 13:30～とする。

会長、後藤、宜野座、松元、崎村が出席する。

平成26年度 第1回常任理事会議事録

1. 日時 平成26年5月16日(金)
15時00分より
2. 場所 調査士会館 3階 会議室
3. 出席者 鎌田隆光会長(15:10～)、児玉勝平副会長、後藤泰孝副会長、嶋田賀久副会長、鬼塚一郎常任理事、宜野座俊彦常任理事、氏益裕治常任理事、小川照司常任理事、森透常任理事、川崎雅人常任理事、中村仁司理事、杉山宏樹理事、隈雅彦会員(総会議長)

4. 議事内容

1) 後藤泰孝副会長

会長に代わって進行します。司会は進行表に沿って進行してください。

2) 司会

黙とうは20秒程度

3) 研修会

平成26年10月17日 13:30～ J A アズム別館202号室

4) 宜野座財務部長

決算は15分必要。繰越差額、合計等の数字は言う。予算説明は8分。

46ページの表題は「認証取得積立金予算書」に変更を説明する。

5) 懇親会の挨拶、乾杯、万歳は下記

挨拶 長峯議員、中村県議

乾杯 山地司法書士会長

万歳 新井顧問

6) その他

(1) 簡易裁判所の調停委員は希望者2名(殿所会員、河野一郎会員)を推薦する。

(2) 来年の総会は60回なので、やり方を検討する。

表を行う。レクは県会と合同で行った。苦情相談が1件あった。法務局の休日相談会に協力した。宮崎支部のホームページの立ち上げを行っている。

(2) 児湯支部

総務企画は4項目あり、①法務局との協議②掲示板の充実③研修会は2/22に矢野会員の指導でT S、プリズムの実地研修を行った。④街区基準点の報告

厚生部は3項目で①忘年会12/3②花見3/29③県会レクのゴルフに参加した。

(3) 日向支部

日向市役所から来てもらい研修会を実施。同日、政治連盟の役員から説明があった。延岡支部の苦情相談が1件あった。忘年会を実施した。

(4) 日南支部

忘年会は実施した。研修会は未実施。県会レクに3名参加。

(5) 都城支部

9月に研修会を実施した。24名+小林から3名の参加。苦情相談は都城1件、小林1件。3/29花見の予定。

(6) 延岡支部

苦情が1件。12月に研修会を実施し、半数が参加した。新年会は司、調、公証人の合同。

(7) 小林支部

司法書士と合同でレク、研修会、忘年会を実施。苦情1件。都城の研修会に3名が参加。

(8) 苦情相談の内容

延岡1件 隣のブロックがせり出している。

宮崎1件 建物登記の土地の図面が字図と異なる

登記に際し気を付けるべきところの統一見解を業務部で検討する。

小林1件 鋸を抜けたの申し出

都城1件 取り下げた

平成25年度 第2回支部長会議議事録

1. 日 時 平成26年3月7日(金)

13時45分～15時00分

2. 場 所 調査士会館 3階 会議室

3. 出席者 鎌田隆光会長、鬼塚一郎総務部長(小林支部長)、川崎雅人日南支部長、山内鶴美延岡支部長、小川照司都城支部長、横山和久宮崎支部長、杉山宏樹日向支部長、植木和美児湯支部長

4. 議長選出

鬼塚一郎小林支部長が議長に選出された。

5. 鎌田会長挨拶

来期は役所などで調査士の調査権が取れるように、県会として一致団結して、市町村に求めていく。

6. 議事内容

1) 各支部の報告

(1) 宮崎支部

3つの研究会を実務に即したやり方で、4回ずつ行っている。支部総会で経過発

(9) 各支部の間の問題

日南支部が宮崎支部に合併の希望がある。問題は会員数が少ないので役員になり手がおらず負担が大きいこと。日南支部長が会員の意向を確認し、理事会に提出する。選挙の無い定時総会に諮る。

2) 問題点、要望について

(1) 宮崎支部：県会の研修会で、実例で少人数で具体的に研究する場がほしい。また宮崎支部の勉強会の発表会を他支部にも公開する。

3) 平成26年度事業計画について

(1) 宮崎支部

例年通りの行事に加え、研究会の充実を図る。出席者を増やせるよう人が集まりやすいように工夫したい。

(2) 日向支部

支部長、副支部長、会計の3名で事業計画を作る予定。

(3) 日南支部

研修会を計画する。

(4) 児湯支部

例年通り。研修会はプリズム、ピンボールを予定。

(5) 都城支部

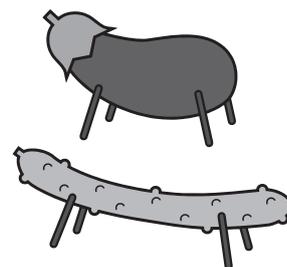
法務局との協議会を実施の予定。研修会はADR勉強会の予定。

(6) 延岡支部

事業計画は未定。研修会はADR勉強会の予定。

(7) 小林支部

研修会はADR勉強会を都城と合同



よもやま話 No.1

里山に暮らす



都城支部 本村 正博

はじめに

本厄の時、実家から300m程離れた場所に住宅を新築した。

一番近い隣家から約250m（ドライバーのナイスショットで届く距離：まだ打ったことはない。）程の一軒家である。

新築から4～5年後、約150m（7番アイアンのフルショット：これもまだ打ったことはない。）程の場所に住宅が出来たが人の声はまったく聞こえない。＝隣人に気を使うことはない。そんなヘンピな場所である。

この場所は農業振興地域^(注1)であり、また市街化調整区域^(注2)でもあった。原則住宅建築は困難な場所だった。しかし、農業振興地域の端部であること、5年に一度の農返しの時期であること、また農家の二男であること等で農家住宅として建築が許可になった。この手続きに3年間を要した。

許可後、建築工事が始まった。

実家の山の杉の木を切り、製材所に製材をたのみ、自分で図面を書き、父が大工工事をし工事が完成する。父はこの仕事の終了とともに大工工事から引退した。

注1…農業振興地域

農地以外での土地の利用が厳しく制限され、農地転用が許可されない土地。例えば都市計画法により市街化調整区域で建築できる農家住宅も建築することが出来ないし、資材置場等としても利用出来ない。

注2…市街化調整区域

市街化を抑制（させない）すべき区域。例えば農業、林業、漁業を営む者の住宅等は特別に許可される。現在、都城、北諸地域は市街化調整区域はない。

同居人がやってくる。

新築して間もなく同居人がやってきた。

犬のダルメシアン・オス、名は『レオ』。散歩、ジョギング等12年程一緒に過ごした。人間

と同様、同居人との別れも辛かった。今は敷地の一角に眠っている。

数ヶ月が過ぎ、2代目の同居人がやって来た。犬のダルメシアン・オス、名は先代にあやかり『レオン』。寒い日は犬小屋で毛布にくるまり、夏の暑い日はデッキの下で昼寝をし、またある時は庭に張った20m程のワイヤーを行ったり来たりしている。

初代の同居人は、冬の寒い小屋で寝かされ、またある時は「『レオ』に飯をやったか？」「知らんよ！」1日2食の食事も忘れられていたり、可哀相なものである。2代目ときたら、寒くなれば犬小屋（6万円もした。）を買ってもらい、暗いからぐらしい^(注3)と寝室横のデッキの上に犬小屋を移転し、人間と同じ高さで2m程離れた場所のでいびきをかき、爆睡している。

注3…ぐらしい

薩摩の方言で「可哀相」の意。

里山

昔、畑の土手には柿の木が植えてあり、その中の何本かは甘柿の木であった。又、家の周囲にも甘柿の木が植えてあり、熟した柿はおやつだった。熟した柿をねらってヒヨドリが「キィー！キィー！」とやって来た。父から習った罠でヒヨドリを採り、風呂を炊きながら塩焼きにして食う。軒先から蜂の巣を採ってきて蜂の子をフライパンで炒めて食う。実にうまかった。

父から「まだ早かい柿はちぎんなよ。」と言われ、ちぎらず木になったままかぶりついた。

今みたいに「コンビニ」が近くにあるはずもなく、〇〇茶屋^(注4)。あっても小遣いは持っていない。おやつは自宅周辺の里山の自然から調達する時代であり、先輩から教わった。

他人様の柿を盗み近所のじいさんにうやられた^(注5)こともしばしば…。これも先輩から教わった。（採ったスイカの切口には土をつければばれない^(注6)とか）

当時、その場を逃げきれば後はおとがめなし。（後で親が頭を下げに行ったかどうかは知る由

もない。)

今、里山から柿木、ドンダリの木が消え、杉山のみが増え、ヒヨドリ、クワガタが居なくなった。

とはいえ、我が家の南側は里山、家の隣のタブの木にクワガタがやってくる。柿の実をねらい、ヒヨドリがやってくる。我が家ではエアコンを使用するのは年2〜3回、それも客が来た時、スイッチを入れる。下界からすると涼しいかもしれない。当然、寝室にエアコンはない。節電である。聞こえは良いが、ただの「ケチ」なだけである。夏場は網戸1枚で寝る。物騒？盗られる「金」はない。

明け方は里山から冷気がおりて来て涼しい？いや寒い。障子を閉めてまた寝る。

注4…〇〇茶屋

〇〇には店の苗字が入る。こういった田舎の店はスーパー、コンビニに淘汰された。

注5…うやられる

薩摩の方言で「追いかける」の意。

注6…ばれない様に

となりのじいさんに盗られたことが知られない様に。

おわりに

我が家の南側に農地が一町歩程^(注7)あり。農家の高齢化に伴ない、原野化しつつある。そこに柿の木、ドンダリの木を植え、私設のプチ里山とするのが夢である。夏はもっと涼しくなり、又、ヒヨドリの塩焼き、蜂の子が食えるかも？

注7…一町歩

土地の広さで1ヘクタールのこと。調査士なら誰でも知っちゃうわい！



よもやま話 No.2

フルマラソン



児湯支部 吉野 裕晴

みなさん健康のため普段運動されていますか？「仕事で現場に出ているので運動は足りてるよ〜」余計なお世話でした。前回伊東会員からマラソンについてということでしたので、「よもやま」させていただきます。

4年前までは、ろくに運動もせず、お腹も大きくなりっぱなしでした。きっかけは自分の老化をはっきりと自覚し始めたことです。老眼もそうですが、仕事でも遊びでも体が自分の思った様に動かせなくなってきたことです。このまま年をとりたくない……切実に感じました。

24〜34才まで経験があったので、どうせならと一大決心“フルマラソン”（もちろん42.195km）に再挑戦しようと思いトレーニング開始しました。はじめは、みなさんのお察しのとおり、しばらくは何をやっても筋肉痛との戦いでした。単なる散歩から開始、数キロの毛の生えた様なジョギング。以後5km〜10km走……じょじょにハードにしていき、昨年は、コンスタントに月間100km以上、8〜10月3ヶ月間は、月間300kmオーバー走りました。足の甲を痛めて少々セーブしてた時期がありましたが年間2000km（目標2400km届かず）走り込みました。トレーニングのかいあって、体重もトレーニング開始当時体重63kg前後でしたが、昨年のマラソン走る直前には、体重52kg前後・体脂肪率13%前後・ウエスト72cm以下まで絞り込みました。記録も昨年・一昨年と青島太平洋マラソンで2年連続でサブ4（4時間以内にて完走）達成できました。

今年は、3月に腰を痛めて、それ以来腰痛に悩まされ続け、トレーニングがほとんどできませんのでエントリーはとりあえずしますが、走れるかどうか微妙な状態です。

昨年までは意地になってトレーニングしてい

た所もあったので、これからは楽しみながら継続して運動していきたいと思います。もうイイ年なので……無理は禁物ですから……。

追伸

今回は、わが児湯支部の元気印、四位真吾会員に“よもやま話”（何の話題でしょうか？お楽しみに!!）をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

よもやま話 No.3

子供達との旅行



日南支部 ふにゅう 豊饒 あきひろ 彰彦

私は、5月の連休をはずして、5月23日から5月25日に旅行に行ってきました。

4歳の息子が大好きな電車・SL人吉（蒸気機関車）・新幹線が目的です。

この旅行を計画してくれたのは、康之亮（息子）を孫のようにかわいがってくれる近所に住む、山崎さん（通称じい〜じ）で、福岡に娘夫婦がいることも有り、人吉経由でいざ、福岡といった具合になったわけです。

私の家族3人は、山崎さんの車に乗り、SL人吉の始発駅である人吉駅へ。人吉へ行く車中、SLの出発が午後2時頃ということもあり、昼食はうなぎを食べようと山崎さん。うなぎ？と聞くと、人吉はうなぎが有名だからと、私は知らなかった。

人吉で高速を降り、11時すぎに人吉市内に入った。早速、レトロとモダンの入り混じった人吉の町中をうなぎ屋さん探しにあっちこっち走るも見つからず、しかたなく人吉駅の駐車場に車をとめた。

駅には遠方からの観光客、年配者のたぶん日帰りのツアー客、カメラを構えたSLファンと、

いろんな人たちが駅の内外を賑わわせていた。

人吉駅はそれほど大きくないが、SLの影響か、駅舎内にはりっぱな観光案内所が有り、2人の女性の方が観光客に丁寧に対応していた。

私はそこでおすすめのうなぎ屋さんを聞き、よくテレビ取材のくる店に行くことにした。歩くには少し遠い事と駐車場が少ないとのことでタクシーで行くことに。

外観は老舗とは思われなかったが歴史を感じるこじんまりとしていた店で、中に入るとさすがにお客さんがいっぱい、早速、案内された小さなテーブルにすわりメニューを見た。目が高くなった。高い、もう一軒の店にすればよかったか……がすでに遅し。うなぎ、うなぎ丼を注文して食べた、格別においしかった。

初めてのうなぎを息子はおいしいおいしいと予想以上に沢山食べてくれた。

SLの発車時刻には少々余裕があったので、帰りは人吉の町を歩いて駅へ向かい駅へ着くと、山崎さんは、福岡へ向けてすぐに出発。

出発まで一時間以上あり、なかなか現れないSLを待ちきれなくなった息子のため駅員さんに頼んで早めにホームに入れてもらった。お父さん、SLは右からくるかな〜、左からくるかな〜と待ち遠しくてたまらない様子。

地色が黒色一色の待望のSL人吉が右側から入ってきた。一番前に並んでいた私達は、前部下部に窓が新設された展望ラウンジのある3号車に。

発車時刻になると、観光協会の人達が旗を振って見送ってくれた。

機関車トーマスで見慣れた光景が目の中の息子は、煙がでてるね、今度は蒸気がでてるね、あっ、機関車と連結してるね、と、話がつきない。走行中もズーと息子の放送は終わらない。

車窓をながめていると、建設工事・畑仕事をしている人達が作業をやめて殆どの人達が手を大きく振ってくれた、これは人吉を出る頃まで続いたように思う。SL人吉に対して人吉市民の思い入れを私なりに強く感じたし、和やかな

気持ちにしてくれた。

球磨川沿いを走行していたSLは、一番長く停車する一勝地駅で約10分の休憩、放送疲れの息子は、SL入吉の乗車時間2時間35分の内の熊本駅に着くまでの後半30分ぐらい寝てくれた。

熊本駅に着いたら新幹線乗り場へ、乗り換え時間が10分しかなく早足で行った。

新幹線さくらに何回か乗っているのと、SLの疲れで、お父さん今から新幹線に乗ると、で終わり。

熊本駅から30分で博多駅へ到着。

ひと足先に入吉を出発した山崎さんが新幹線のホームで待っていてくれたのだが、そこで息子のひと言が……じい～じの車は新幹線よりはやいちゃねーと……今でもそう思っている。

博多駅内で食事を済ませ、山崎さんの娘夫婦の家へ、二泊させてもらいました。

帰る日は、山崎さんの娘夫婦と私の姉夫婦（春日市在住）と大宰府インターチェンジで合流、車3台で、山崎さんのお兄さんが経営しているイチゴ農園（八女市）に行き、ハウスのイチゴ（あまおう）を土産の箱に口にいっぱい入れさせてもらいました。

イチゴハウスの中を好き放題していた息子は、お父さん、も～う、食べれん。そうか。

イチゴにイチゴジャムの土産を手に11時頃、みんなと別れ、串間へ。家に帰って、風呂まで済ませ一段落。そこで息子にSLや新幹線色々楽しかったねと言うと、また息子のひと言、「うん!」SLの近くのうなぎは美味しかったね～また食べたいね～お父さん。

「なんのこっちゃ～、うなぎが一番か?」という落ちでした。

追伸

今回は吉岡貴浩会員（日南支部）にお願いします。

新入会員紹介

都城支部 古川 英明



平成25年9月2日に入会いたしました古川英明と申します。

私は都城市内の調査士事務所に補助者として約10年勤務しており平成20年度の調査士試験に合格しました。

開業するにあたり、すんなりと宮崎会に入会すれば良いものを20代の頃、鹿児島県内のコンサルタントに勤務しており、その頃から（何の根拠もなく）開業するなら隣接する曾於市内に事務所を設けたいとの想いがあり、鹿児島会に入会しました。

開業後3年が経過したころ、ふと業務形態を見直した時、やっぱり都城に帰ろうと決め、平成25年8月に鹿児島会を退会し、9月に宮崎会へ入会することとなりました。

今回、新入会員紹介の依頼がありまして開業5年目のルーキーですが、これを機に初心に立ち返り誠実に業務を全うして行こうと気を引き締め直したところでもあります。

会員の皆様方、今後共よろしく願いいたします。

宮崎支部 福嶋 城史



平成26年1月に入会致しました福嶋城史と申します。昭和49年生まれの40歳です。開業に際し、先輩会員

及び事務局の皆様方に大変お世話になり、誠に感謝しております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。まだまだ若輩者ですが、今後ご指導ご鞭撻の程、宜しく願い致します。

2時間45分22秒。この数字、一体何かおわかりでしょうか。実は私のフルマラソン（42.195km）のベストタイムです。何も自慢をしているわけではありません。

かれこれマラソンに目覚めて10年程経ちます

が、当初は完走ならぬ、「完歩」がやっとの鈍足ランナーでした。それが日々精進し、今や福岡国際マラソンの出場権を狙えるレベルまで到達しました。でも不思議なことに、「完歩」がやっどだった頃も、3時間を切るレベルとなった今でも、レース中の苦しさは同じです。寧ろ今の方が（特にレース終盤）苦しみもがいているような気がします。この苦しみを乗り越えてのゴールは格別な喜びがあります。この喜びを味わうため、また今年も青島太平洋マラソンにエントリーしました。

今回は、胸に「土地家屋調査士会」という文字を付け出場しようかという話も出ております。非常に楽しみです。

さて冒頭にも述べたとおり、今年の1月より、この土地家屋調査士という業界に足を踏み入れたわけですが、マラソンでいうと「完歩」がやっとのレベルといえます。色々と苦しい思いもしておりますが、きっと諸先輩方はそれ以上に苦しい思いをされ、業務を遂行されていることと思えます。私も早く諸先輩方と肩を並べて走れるように「使命、公正、研鑽」を念頭に置き日々精進し、土地家屋調査士としての栄光のゴールのテープを切ろうと思っております。

拙い文章を最後まで読んで頂き誠にありがとうございました。

試験勉強を振り返って



日南支部 吉岡 貴浩

私は、平成9年に司法書士試験に合格し、その2年か3年後に土地家屋調査士試験も受験しようかと考えました。測量士補を受ければ午前の部の試験が免除されるということなので、まずは測量士補の勉強から始め、測量士補は合格しました。そして、土地家屋調査士試験の勉強をするにあたり、試験内容を調べたら関数電卓や三角定規を使用して作図しなければならず、ただでさえ絵を書いたり、図を書いたりするのが苦手なので、

私には向いていない試験だと思って、土地家屋調査士の試験勉強を始めることなく終わりました。

それから十数年の時が経った、平成25年のある日、妻が将来の為にある国家試験の勉強を始めると言いました。それであれば私も何か試験勉強をしてみようかと考え、以前勉強もせずに諦めた土地家屋調査士試験でも頑張ってみようかという気持ちになり勉強を始めました。よく調べてみると試験会場が各県ごとにはなく、最寄りには福岡しかありませんでした。串間に住んでいるので試験を受けに行くのにも大変で、また勉強を始めるのを辞めようかと思いましたが、妻が受ける試験の会場も福岡であり、妻が行くなら私も行こうかと思い、勉強を開始することにしました。勉強を始めたのが2月頃なので、試験まで半年位しかなく時間もありませんでした。

近くに通える予備校もなかったことから、合格目標が3年前の平成22年度の物でしたが、過去の合格者からDVD付の基本通信講座一式の教材を譲ってもらい、それを使って勉強をしました。とにかく時間がないので勉強に集中をしようと思ったのですが、普段の生活が忙しくなかなか勉強の時間がとれませんでした。当時、私には2人の子供がおり（今は子供が3人になりました）、小学校1年生の女の子、2才の男の子で、特に上の子のお姉ちゃんは甘えん坊で、仕事をしている最中に「お母さんに怒られた」、「寂しいから」と泣きながら電話があり「お父さん今すぐ帰ってきて」と言われ、家に戻らないと何度も電話があり「いつになったら帰るの。今すぐ!!」と大泣きをしながら呼び出されます。また、勉強をしたいからと一緒に寝られないよと言うと、泣きながら一緒に寝ようと呼びに来ます。子供を早く寝かしつけようと夜8時から9時の間には寝かしつけを始めるのですが、なかなか寝ないので、寝たふりをしてしていると先に寝ている事もしばしばありました。朝は、子供が起きる6時過ぎまでには、掃除、洗濯、部

屋の片づけ、学校の時間割の準備が出来ているかの点検などいろいろとやっておかなければなりませんので、早起きはするのですが、なかなか勉強する時間がとれませんでした。休日も一日子供の相手をしなければならず、子育てをしながら試験勉強をするのは難しいとは思いつつながら、やると決めたからにはやれるところまで頑張りました。このような状況なので、長時間勉強する時間がとれず、家で模擬試験をするのですが、中断しながらなので、本試験の要領をつかむことが出来ませんでした。

とりあえず、1回目の受験で勉強もあまり出来ていなかったのが気楽に本試験を受けました。試験が終わった瞬間は落ちたな〜と思いました。建物の書式で相当時間がとられ、土地では座標計算が全て出来ず、座標が幾つかわからないままコンパス、分度器を使ってなんとか土地の書式は書き上げるのですが、最初間違った箇所には線を引いてしまいそれを訂正してと……ポロポロでした。本試験が終わってからは、また来年も受験しようと思って、早々に来年度合格目標の通信講座の申し込みをしました。

いよいよ、筆記試験の発表日が来ました。どうせ合格番号に載ってはいないだろうと思っていましたが、なぜか自分の受験番号が載っていました。正直、他の人と間違っていないだろうかと何度も見直しました。今になってもなぜ合格したのか不思議で仕方ありませんが、とにかく合格して良かったです。自分で言うのもなんですが、これだけ子育てが忙しいのに良く受かったと思います。逆に忙しいぶん短い時間でも集中が出来たので、身についた事が多かったのかもしれない。また、妻が受けた試験も合格しており、一緒に合格出来て良かったです。

現在、実務経験が全くなく開業したので、まわりの先輩方に業務を教えてください、苦労しながら仕事をこなしています。これから、皆様方のお力を借りることがあると思いますので、どうぞ宜しくお願いします。



都城支部 上村 広行

初めまして。平成26年2月に開業しました、上村広行と申します。

開業して約半年が過ぎ、仕事の判断に手間取り、悩みながら、日々慌ただしく過ぎております。

自分が土地家屋調査士の試験を受けるきっかけは、10年以上前で、その当時飲み会の席でお会いした土地家屋調査士の先生に測量の経験などがあるのならばと、受験を勧められたのが始まりでした。(受験を勧めた事など覚えてはいらっしゃらないだろうとは思いますが……)

当初は特に勉強もせず受験していたため結果は散々なものでしたが、落胆もなく日々が過ぎていました。その後、土地家屋調査士事務所に補助者として働くようになり、今までの考えが甘すぎたことを痛感し、受験に対し真面目に取り組むようになり受験開始からかなり時間がかかりましたが、平成25年に合格する事が出来ました。

あの時、受験を勧められなければ、開業という今は無かったので、出会いに感謝です。

これから、諸先輩方へ指導を受けながら、一人前の土地家屋調査士と言えるよう頑張っていくと思います。宜しくお願い致します。



都城支部 岡元 和幸

平成26年7月1日に入会しました岡元和幸と申します。

土地家屋調査士を開業する以前に行政書士を開業しており、この受託した行政書士の仕事からつながる土地家屋調査士としての仕事の重要性と業務の拡大のために今回、登録、入会することとしました。

世間では、「土地家屋調査士の仕事も景気が悪い」とよく耳にしますが、行政書士業務を行いながら土地家屋調査士の「社会的必要性」と「お客様からのニーズ」、「今後の事業展開の可能性があるのでないか？」などなど、考えさ

せられる場面によく出くわします。

このような理由から、現在の私の頭の中には、様々な事業のアイデアや可能性が浮かび上がり、日々、妄想が尽きません。

キャリアの長い先輩方には、「甘い!」と、一喝されそうですが……。

試験合格は平成20年でありましたが、実務経験がないので、現在まで登録せずにおりましたが、上記のような理由と経験から土地家屋調査士として活動していく決心をしました。

現在は、行政書士としての業務がメイン（建設業許可、産業廃棄物許可、相続、遺言、成年後見等）で、土地家屋調査士としては実務は、今のところは「自分一人のできる」依頼のみを日々悩みながら、こなしている状況です。

業務関係以外の自己紹介としまして。

趣味はトレーニングや体を動かすことであれば何でも好きですが、現在はランニングがメインになっています。早朝または夕方に、約10キロほどを走ることを日課にしています。今年は、ジムにも行こうと思っています。

県内で2番目に年齢が若いということなので、若輩者で至らぬところもありますが、なにとぞよろしくお願いいたします。



宮崎支部 森山 逸郎

平成26年7月1日に入会しました、森山逸郎と申します。

都城市に移り住んで22年、子供が二人共社会人として巣立ち、現在妻と14歳のゴールデンレトリバー、そして5歳のトイプードルと暮らしております。

私が土地家屋調査士という職業について最初に知ったのは、今から40年近く前の学生時代に遡ります。愛知県にある大学1年生の時、東京から来ていた同級生と何の職業に就きたいかという話になった際に、これこれこういう土地と建物に関する専門の、何か難しい試験を受けなければならないけど、専門的な職業があるよと

いう話を聞いた時でした。その時は私にとってメジャーな職業でもないし、特に興味もなかったので、ふーんと聞いてそのままで忘れておりました。

卒業した後就職した銀行系の信販会社で、住宅ローンの担当として配属され、そこで不動産というものがあり、そこには登記という制度があること、又、登記には手続きに関する専門家ががいるということを知り、興味を持ちました。住宅ローン担当でしたので、土地家屋調査士は建物の登記、司法書士は担保設定の登記という認識くらいしかありませんでしたが、それがきっかけで、登記にかかわる仕事に就きたいという思いを強く抱くようになりました。

平成2年に縁あって、牟田順一先生の事務所補助者としてお世話になることになり、念願の登記に関する仕事に就くことが出来た次第です。現在まで24年業務に携わってきておりますが、専門でやっていたわけではないので、まだまだこれから勉強しなければならないことばかりです。どうぞ宜しくお願い致します。



平成25年度 宮崎地方法務局との登記事務協議会

日 時：平成26年 2月26日(水) 午後 1時30分

場 所：宮崎地方法務局 会議室

出席者

宮崎県土地家屋調査士会

鎌田会長、後藤副会長、森業務部長、
氏益社会事業部長、山内業務部次長、
杉山業務部次長、横山宮崎支部長

宮崎地方法務局

友利首席登記官、中村統括

中原表示専門官

- ・平成25年度宮崎地方法務局との登記事務協議会における協議結果につきまして、記載のとおりご報告致します。

協議事項に対する回答

- 1 登記申請における通知用の添付において、
図面添付の無い申請の場合は不要であるのか。

【回答】 図面の提出を要しない登記申請については、通知用の申請書の写しの添付は要しない。

〈要望〉 図面の提出を要する登記申請（オンライン申請を含む。）については、通知用の申請書及び図面の写しを添付していただきたい。

- 2 登記名義人の相続人から申請する次の登記申請等に添付する相続を証する書面は、登記原因証明情報ではないので、相続関係説明図に必要事項を記載すれば、①被相続人の同一性を証する書面、②遺産分割を証する書面、③相続人の住所証明書の写しを添付する必要はないものと考えてどうか。

ア 地目変更の登記

イ 建物滅失の登記

ウ 土地分筆又は合筆の登記

【回答】 写しの添付を要する。

【理由】 添付書面の原本還付の取扱いについて、平成16年の不動産登記法の改正前は、相続による権利の移転の登記等の申請書に添付される戸籍の謄本又は抄本及び除籍謄本、特別受益者の証明書、遺産分割の協議書等の相続を証する書面の原本還付については、「相続関係説明図」を提出することで、これらの書面の謄本に代えることができるとされていた（昭和39.11.21付け民甲第3749号及び同40.8.3付け民甲第1956号民事局長通達）。この取扱いは、申請人の謄本作成の負担軽減と登記官の調査事務の能率化が図られる一方、後日、相続関係に争いが生じたときに、添付された書面の内容を事後的に確認することができないなどの問題もあったことから、改正法において原本還付の取扱いの見直しが図られるとともに、相続による権利の移転の登記等における添付書類の原本還付については、平成17年2月25日付け民二第457号民事局長通達（以下「基本通達」という。）第1の7において、登記原因証明情報のうち、戸籍謄本又は抄本及び除籍謄本に限り、相続関係説明図をこれらの書面の謄本として取り扱って差し支えないとされたが、被相続人の同一人を証する書面や遺産分割を証する書面等の原本還付は、相続関係説明図によって謄本として取り扱うことはできないことになった（登記研究694-227）。

ところで、添付書面の原本還付については、不動産登記規則第55条第1項において請求することができるとし、請求の方法として同第2項において、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならないと規定して、添付書面の写しの提出を義務付けている。基本通達第1の7は、相続を証する書面が登記原因証明情報となる場合には、相続関係説明図をもって謄本と取り扱って差し支えないと

していることから、設問の相続を証する書面は登記原因証明情報ではないため（不動産登記法第30条の規定による不動産登記令第7条第1項第4号規定情報）、原則どおり各書面の謄本を提出することになる。

しかしながら、昭和39年民甲第3749号及び同40年民甲第1956号通達によって相続関係説明図をもって謄本として取り扱い、申請人の謄本作成の負担軽減を図ってきた経緯もあることから、相続を証する書面が登記原因証明情報とならない不動産登記法第30条の規定による登記申請の場合においても、基本通達と同様の取扱いで差し支えないものとする。

なお、地目変更及び建物滅失の登記は報告的登記であることから、保存行為として相続人の一人から申請できる（民法第252ただし書）。

- 3 建物表題登記申請に添付する工事完了引渡証明書には、工事人の印鑑証明書を添付し、工事人が会社である場合は、更に代表者の資格証明書を添付している。しかし、会社法の施行により共同代表に関する規定は削除されたため、印鑑証明書の添付で不都合はないものとするが、資格証明書を添付する必要性と添付しない場合の不都合は何か。

【回答】 従前どおり添付を要する。

【理由】 特別清算開始の命令がされた株式会社における代表者の代表権の制限などに関しては、印鑑証明書には表示されないものもあるため（登記研究711—189）。

そもそも、会社の代表権を有する者を直接証明する書面は、あくまで資格証明書（代表者、全部又は一部事項証明書等）であって、印鑑証明書は登記申請をした者が登記所に提出した印鑑であることを証明するもので、資格証明書を兼ねるものではない。

- 4 地目変更において現地の宅地造成が完了した段階で「宅地」への登記申請を行う場合に、

農地法の許可書等は添付できるが、建築確認は申請中であることから添付できない。最低限必要な添付書面は何か。

【回答】 設問の段階では、地目変更があったものとは認められない。

※但し、いろいろな状況が考えられるので、個別に相談をして頂きたい。

【理由】 農地を宅地に地目変更する場合について、昭和56年8月28日付け民三第5402号民事局長通達2の(1)は、対象土地を宅地に造成するための工事が既に完了している場合であっても、その土地が現に建物の敷地に供されている、又は近い将来それに供されることが確実に見込まれるときでなければ、宅地への地目の変更は認められないとしている。

そして、同日付け民三第5403号民事局第三課長依命通知二の7において、近い将来それに供されることが確実に見込まれるときの認定基準の一つとして、「対象土地を建物の敷地等とする建物の新築について建築基準法第6条1項の規定による確認がされているとき。」と示されている。

したがって、建築確認申請中とする設問においては、同条第1項の規定による確認がされておらず、同項の建築物の建築工事は、同項の確認済証の交付を受けた後でなければすることができないため（同条第14項）、近い将来建物の敷地に供されることが確実に見込まれたときには該当しないことから、地目の変更があったものとは認められない。

- 5 土地建物の実地調査について、土地家屋調査士が申請した登記申請に対する実地調査の割合はどれくらいか。

【回答】 実地調査率については、登記の種類ごとの実績しか把握していない。

- 6 官公署からの申請の場合の実地調査は、どの程度の割合で行っているのか。

また、現地に行つてどのような調査を行っ

ているのか。

【回答】前記5と同様である。

また、現地での調査は、土地建物実地調査要領第27条第1項に規定する担当官調査書(附録第7号及び第8号様式)の調査事項に基づき調査し、トータルステーション、簡易型レーザー距離測定器、鋼巻き尺等を用いた検測等を行っている。

7 個人から申請の場合は、全て実地調査を行っているのか。

【回答】実地調査済みの建物の新築登記完了後の当該建物敷地の地目変更の登記申請については、現況が既に確認されており登記官に疑義がないことから、このような場合には実地調査を省略するケースもあるが、土地家屋調査士が関わらない申請事件については、原則、実地調査を行っている。

8 土地建物実地調査要領第4条の登記官が申請等の内容が真正であると判断することができる場合に具体的な判断基準として第2節以降に記載してあるが、この記載に沿った申請を行った場合は、実地調査の省略ができるものと判断してもよいか。

【回答】実地調査の省略は、各登記官の判断による。

【理由】登記官には表示に関する登記について不動産登記法第29条第1項により実地調査権が付与されており、国民の主要な財産である不動産の物理的な状況を正確に公示する重要性の高さから、不動産登記事務取扱手続準則第60条第1項において、事情の許す限り積極的に実地調査を励行することとされている。

一方で、登記所の人員体制、調査に要する費用等において全ての表示に関する登記について実地調査を行うことは不可能なため、不動産登記規則第93条(以下「規則」という。)において実地調査を省略することを認めており、さらに、この規則第93条を具体的に示し

たものが土地建物実地調査要領(以下「実地調査要領」という。)で、表示に関する登記事件の処理を全体として効率的かつ効果的に行うために、実地調査の実地の判断基準を示している。

したがって、実地調査要領に基づき登記官が申請等の内容が真正であると判断できる場合には、実地調査を省略することができるが、登記官には積極的な実地調査の励行が求められているため、事件処理状況等により事情が許せば、実地調査省略可能事件についても実地調査を行っている。

9 地図の請求について、窓口申請では出力縮尺の変更が可能であるが、オンライン申請でも縮尺指定ができるようにならないか。

【回答】現在のシステムにおいては、対応できない。

【理由】地図情報システムに登録された電子地図の証明書を作成する場合において、登記官が、電子地図と同一の縮尺で証明書の印刷をすることが相当でないと認めたときは、請求者の意思を確認した上で、縮尺を変更して出力することができるが、この取扱いは窓口申請又は郵送による申請で請求者の意思を確認できる場合において、縮尺変更機能进行操作して行う。

一方、オンライン申請のシステムにおいては、地図情報端末の操作中に縮尺変更の操作がないため、対応ができない。

10 公用の閲覧申請書に嘱託長の公印があっても、公共嘱託土地家屋調査士協会の印鑑がないと閲覧させないと窓口で言われた。嘱託長の印鑑と窓口に来た調査士の印では、閲覧できないのか。

【回答】公共嘱託土地家屋調査士協会理事の押印がなくても、閲覧には応じる。

【理由】いわゆる乙号申請における申請人の押印については、旧不動産登記法施行細則(以

下「細則」という。)第30条及び第31条等において「署名捺印」を求めていたが、実務上は、申請人の押印が欠落していても、補正までは求めていなかった(登記研究513—211)。その後、細則の一部改正により(平成13年法務省令第21号)、第30条及び第31条等は「署名」のみに改められ、規定上も押印を要しないことになり、これは、細則の全部改正により施行された不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第193条においても同様である。

閲覧等の申請は、何人も手数料を納付して請求することができる(不動産登記法第119条ほか)が、国又は地方公共団体の職員が職

務上請求する場合には手数料が免除される(登記手数料令第19条)。この場合、職務上の請求であることを証する所属長の証明書を提出しなければならないことから、請求書に請求の具体的な理由を記載し、所属長が公印を押印して証明する(不動産登記事務取扱手続準則第140条)。

以上のとおり、手数料免除のために証明書担保としての所属長公印での押印を要するが、請求者の押印についての規定がないことから、公嘱協会理事の押印がなくても閲覧の請求には応じる。



平成25～26年度 会務報告

含：境界問題相談センターみやざき（相談センター）

年	日付	曜日	件名	概要 / 出席者
2013年 （平成25年度）	4.1	月	弁護士会会長就任挨拶	鎌田隆光会長、谷口和隆副会長
	4.3	水	綱紀委員会（第1回）	
	4.4	木	法務局長就任挨拶	役員
	4.12	金	役員選挙告示	金丸敏雄選挙管理委員長
	4.13	土	九州ブロック協議会第1回会長会議	鎌田隆光会長
	4.17	水	相談センター運営委員会（第1回）	
	4.19	金	期末監査	松元光春監事、北山高之監事 鎌田隆光会長、児玉勝平副会長、後藤泰孝理事
	4.24	水	第1回理事会	
	4.30	火	役員選挙候補者告示	金丸敏雄選挙管理委員長
	5.3	金	新井顧問 委嘱状	新井克美顧問、鎌田隆光会長
	5.8	水	竹内連合会会長挨拶	鎌田隆光会長、後藤泰孝理事
	5.10	金	登録証交付式	木牟礼和幸会員、鎌田隆光会長
	5.17	金	第1回常任理事会	総会準備
	5.24	金	第58回定時総会	役員改選
	5.25	土	司法書士会総会	鎌田隆光会長
	5.27	月	社会保険労務士会総会	鎌田隆光会長
	5.28	火	行政書士会総会	鎌田隆光会長
	6.3	月	相談センター運営委員会（第2回）	委員長の互選
	6.6	木	第2回理事会	
	6.7	金	新井顧問歓迎会	鎌田隆光会長
	6.8	土	九州ブロック協議会第2回会長会議	鎌田隆光会長
	6.8～9	土	九州ブロック協議会定時総会	鎌田隆光会長、後藤泰孝副会長、嶋田賀久副会長
	6.12	水	綱紀委員会（第2回）	委員長の互選
	6.18～19	火	日調連定時総会	鎌田隆光会長、後藤泰孝副会長
	6.21	金	南九州税理士会定時総会	鎌田隆光会長
	7.5	金	県会研修会（第1回）	J Aアズムホール 出席者 100名
	7.12	金	第2回常任理事会	25年度計画の検討
	7.14～15	日	九州ブロック協議会ADR研修会	鎌田隆光会長、他7名参加
	7.18	木	税理士会 総会	鎌田隆光会長
	8.2	金	第1回支部長会	
	8.2	金	第3回理事会	
	8.9	金	七士会会合	嶋田賀久副会長、小川照司理事
	8.11	日	九州ブロック協議会第3回会長会議	鎌田隆光会長
	8.30	金	公囀総会	鎌田隆光会長
	9.6	金	登録証交付式	古川英明会員、鎌田隆光会長
	9.13	金	相談センター運営委員会（第3回）	
	9.13	金	相談センター勉強会（第1回）	
	9.20	金	第3回常任理事会	
	9.22	日	境界鑑定講座	
	9.28	土	県会トラバース会	愛和ゴルフ 参加者 28名
	10.6	日	法務局相談会	相談員 8名（本局、延岡、都城、日南）
	10.10	木	中間監査	松元光春監事、崎村亮太監事、 鎌田隆光会長、後藤泰孝副会長、宜野座俊彦理事
10.16～17	水	全国会長会議	鎌田隆光会長	
10.19	土	境界鑑定講座		
10.25	金	県会研修会（第2回）	J Aアズムホール 出席者 55名	
10.26	土	九州ブロック協議会第4回会長会議	鎌田隆光会長	
10.26～27	土	九州ブロック協議会担当者会同	各部長	
10.28	月	九州ブロック協議会ゴルフ大会	鎌田隆光会員、鬼塚一郎会員、後藤泰孝会員、 宜野座俊彦会員、袁原照光会員、本村正博会員	
11.5	火	災害時相談業務協定締結式	鎌田隆光会長	
11.8	金	第4回理事会		
11.9	土	七士会相談会（宮崎、都城、延岡）	相談員 15名、来場者 277名	
11.16	土	県会レクリエーション	参加者 パークゴルフ 53名 パーベキュー 60名	
11.23	土	境界鑑定講座		
11.27	水	非調査士実態調査打合せ	法務局、後藤泰孝副会長、鬼塚一郎理事	

年	日付	曜日	件名	概要 / 出席者
2013年 (平成25年度)	12.4	水	社会保険労務士会45年記念祝賀会	鎌田隆光会長
	12.4	水	法テラス協議会	竹嶋弘康センター長、氏益裕治理事
	12.13	金	相談センター運営委員会(第4回)	
	12.13	金	相談センター説明会	弁護士関与員
	12.14	土	境界鑑定講座	
	12.20	金	第4回常任理事会	
	12.24	火	合格証交付式	鎌田隆光会長
	12.27	金	仕事納め、法務局年始挨拶訪問	役員
	1.6	月	仕事始め、法務局年始挨拶訪問	役員
	1.15~16	水	全国会長会議	鎌田隆光会長
	1.17	金	登録証交付式	福岡城史会員、吉岡貴浩会員、鎌田隆光会長
	1.17	金	第5回理事会	
	1.18	土	境界鑑定講座	
	1.18	土	県会研修会(第3回)	ニューウエルシティー 出席者 81名
	2.1	土	九州ブロック協議会第5回会長会議	鎌田隆光会長
	2.1~3	土	九州ブロック協議会新人研修会	稲元志朗会員、福岡城史会員、吉岡貴浩会員、 上村広行会員、講師として川崎雅人理事
	2.7~9	金	第9回土地家屋調査士特別研修	基礎研修 受講者 9名
	2.7	金	登録証交付式	上村広行会員、鎌田隆光会長
	2.14	金	七士会会合	鎌田隆光会長、小川照司理事
	2.15	土	境界鑑定講座	
	2.21	金	第5回常任理事会	
	2.28	金	相談センター勉強会(第2回)	J Aアズムホール 出席者 31名(内弁護士3)
	3.7	金	第2回支部長会	
	3.14~16	金	第9回土地家屋調査士特別研修	集合総合研修 受講者 9名
	3.26	水	綱紀委員会(第3回)	
	3.26	水	第6回理事会	
	3.31	月	法務局次長離任挨拶	鎌田隆光会長、後藤泰孝副会長
2014年 (平成26年度)	4.1	火	弁護士会会長就任挨拶	鎌田隆光会長、後藤泰孝副会長
	4.3	木	法務局次長他就任挨拶	鎌田隆光会長、後藤泰孝副会長
	4.5	土	第9回土地家屋調査士特別研修	考查 受験者 9名
	4.11	金	九州ブロック協議会第1回会長会議	鎌田隆光会長
	4.14	月	期末監査	松元光春監事、崎村亮太監事、鎌田隆光会長、 後藤泰孝副会長、宜野座俊彦理事
	4.17	木	第1回理事会	
	4.24	木	相談センター運営委員会(第1回)	
	5.16	金	第1回常任理事会	総会準備
	5.19	月	公囑総会	鎌田隆光会長
	5.21	水	行政書士会総会	鎌田隆光会長
	5.22	木	不動産鑑定士協会総会	後藤泰孝副会長
	5.23	金	第59回定時総会	
	5.24	土	司法書士会総会	鎌田隆光会長
	5.30	金	社会保険労務士会総会	鎌田隆光会長
	6.6	金	相談センター規則検討会議	竹嶋弘康センター長他
	6.6	金	九州ブロック協議会第2回会長会議	鎌田隆光会長
	6.6~7	金	九州ブロック協議会定時総会	鎌田隆光会長、後藤泰孝副会長、嶋田賀久副会長
	6.13	金	第2回理事会	
	6.17~18	火	日調連定時総会	鎌田隆光会長、嶋田賀久副会長
	7.1	火	県会研修会(第1回)	ニューウエルシティー 出席者 100名
7.4	金	登録証交付式	岡元和幸会員、森山逸郎会員、鎌田隆光会長	
7.11	金	第2回常任理事会	26年度計画の検討	
7.17	木	税理士会 総会	鎌田隆光会長	
7.25	金	相談センター規則検討会議	竹嶋弘康センター長他	

..... ≪ 会員の動き ≫

* 入会

入会日	支 部	氏 名	登録番号
26年 7月 1日	都城支部	岡元 和幸	791
26年 7月 1日	宮崎支部	森山 逸郎	792

* 退会

退会日	支 部	氏 名	登録番号	備 考
26年 4月28日	都城支部	福森 勲	633	
26年 6月 6日	宮崎支部	吉年 弘文	562	平成26年 6月 6日死亡退会
26年 6月22日	宮崎支部	牟田 順一	521	平成26年 6月22日死亡退会

* 登録事項変更

変 更 日	支 部	氏 名	登録番号	事 務 所
26年 4月 1日	宮崎支部	弘光 大三	708	宮崎市旭一丁目 6番15号
26年 6月11日	延岡支部	白間 幹章	574	延岡市下三輪町993番地 1
26年 6月18日	日向支部	若杉 盛二	732	日向市財光寺834番地 1

* 新入会員

都城支部



岡元 和幸 オカモト カズユキ 生年月日 昭和54(1979)年 2月 9日
 事務所 〒885-0083 都城市都島町1252番地 5
 T E L 0986-77-3163 F A X 0986-77-3163
 E-mail kazuyuki197929okamoto@btvm.ne.jp
 入会年月日 平成26(2014)年 7月 1日 登録年月日 平成26(2014)年 7月 1日
 登録番号 791号 兼 業
 認定年月日 認定番号 号

宮崎支部



森山 逸郎 モリヤマ イツロウ 生年月日 昭和33(1958)年 3月19日
 事務所 〒880-0803 宮崎市旭1丁目 6番11号
 T E L 0985-27-8880 F A X 0985-27-0780
 E-mail muta-j@minos.ocn.ne.jp
 入会年月日 平成26(2014)年 7月 1日 登録年月日 平成26(2014)年 7月 1日
 登録番号 792号 兼 業
 認定年月日 認定番号 号

編集後記

梅雨が明けて暑い日が続きますが、暑い中の作業ご苦労さまです。

小まめに水分を補給して熱中症にならない様に、気を付けて頂きたいものです。

しかし、雨が続きば晴れんかなと空を恨めしく仰ぎ、晴れが続きば雨が降らんかなと願うし、人間(私?)は勝手なものです。

今年は台風も多そうです。最近宮崎に行く際に気になる所があります。地図には高岡町五町と書かれてありました。トンネルのすぐ側です。ここは10年程前(?)台風で浸かったところ。すぐ側の川は幅もあり高低差もあるのですが、その時の台風の大きさを物語っています。数年前、取り壊した家屋の後に新築されたみたいですが、最近4~5mの高さにブロックを積み上げ、そこに既存家屋を曳行移転されていました。そうした家屋が4棟ほど。ぼっと見、小さな城が4つ。今台風11号の最中です。でもこれだけ上げれば大丈夫だろうと思えますが…。

又、高校野球の話です(引出しが少ないものですから)。今年の県代表は日南学園です。甲子園では頑張ってもらいたいものです。今年の石川県の決勝で星陵高校が、最終回に8点差を跳ね返し甲子園出場を決めました。まさにネバーギブアップの世界。

「ネバーギブアップ」、気持ちの持ちようとしては、我々の仕事に限らず、全てにおいて必要なことだと思います。ただ、どうしても相手に通じない事もあり、諦めてしまう事が多いですね。やはり世の中、そう思う通りにはいきません。

そういえば夏日漱石が「草枕」のなかで言っていました。「智に働けば角が立つ、情に棹させば流される、意地を通せば窮屈だ、兎角に人の世の立ち合いは、やりにくい」。うる覚えでするので、間違っていましたらお許しを。

さて、表紙の都之城について少々説明を。写真は都之城の本丸に平成元年歴史資料館として建築されたものです。元々北郷(ほんごう)義久が1375年に「都之城」と呼んで居城としていた場所でこの城、一度も落城したことはありませんが、1615年に領主北郷忠能(ただよし)の時代に、一国一城の令により廃城となりました。そして領主館を現在の市役所の周囲に、新たに建設しました。法務局合同庁舎の交差点辺りに北口門があったようです。

ちなみに島津本家と都城島津家の紋が少し違いますが、ご存じですか?良く見ればお分かりになるかと。

都城に来られた際には、時間があれば資料館に寄られたらどうでしょうか。都城の歴史も面白いですよ。

最後になりますが暑い中、鎌田会長と共に各役員さんも頑張っています。今後も行事が続きますが、

ご協力のほど宜しくお願いします。(小川)

* * * * *

こんには、広報部の中村です。8月になり夏真っ盛りの時期に入りました。毎年の事ですが、現場に出て選点して機械を出すだけで汗だくになり、仕事の効率は上がらないのに毎日飲むビールは本当に美味しいですね。皆さんも暑さ対策は万全でしょうか?

さて、先月は6月~7月の約1カ月に渡りワールドカップブラジル大会が開催されましたが、言うまでもなく非常にストレスの溜まる後味の悪い大会になってしまいました。前回大会では16強入りし、期待された今大会は2敗1分けで予選敗退と散々な結果でした。

飲みに行けば仲間内や隣のグループからも、戦術や選手、プレマくり采配の監督批判、そもそもの外国人選手との身体能力の違いなど色んな意見が飛び交っていました。とは言いつても、私も所詮その時ばかりのわかサッカーファンで、さほど詳しくはないのでこれぐらいにしときます。

私の中で夏と言えばやはり高校野球なのですが、昨年は県代表の延岡学園がまさかの快進撃を続け、甲子園で宮崎代表が初の決勝戦進出と歴史を塗り替えてくれました。今年は日南学園がどこまで勝ち上がるか期待したいですね。

私の所属する野球チームも日本スポーツマスターズ大会で都城予選から宮崎県大会を優勝し、さらに先月の九州ブロック大会を勝ち上がり、4年連続で全国大会の切符を手に入れました。(ちなみに一昨年は全国大会で準優勝しました。)

ちょっと自慢話っぽくなりますが、こういう目標があるから、自分の中で生活のメリハリができて、自分を律し、大会が近付けばランニング、坂道ダッシュ、筋トレなどでガンガン心拍数を上げ、とことん身体をいじめ抜き、状態をピークにもっていく。この繰り返しが好きで野球を辞めるに辞められないのだと思います。そういうことで全国大会に行きますので、義援金などの温かいご支援をよろしく願います。

しかし、我々の仕事上こういった野球、サッカー、バレー、バスケット、物品販売や協力金のお願いが多くですね。おかげさまで我が家はカレー、そうめん、海苔、つまみセットなど食べきれないぐらい食品庫に残っております。ま、夏休みに入り子供たちが処理してくれてるでしょうけど。

これから、まだまだ暑い日が続きますが、規則正しい生活を心がけ、またこの時期は祭りなどのイベントが多く飲む機会が増えますので、肝臓をいたわりつつ乗り切っていきたいものです。(中村)

表紙写真説明



川崎雅人会員 (日南支部)
鉄肥城



宜野座俊彦会員 (宮崎支部)
高千穂峡



小川照司会員 (都城支部)
都城歴史資料館

ご案内

今回の表紙の写真は、左記の会員の方の写真を使用させていただきました。次回の表紙を飾る写真を募集いたします。テーマはありません。気に入った写真があれば事務局の方に連絡下さい。



美しい仕上がりに真心をこめてお客様へお届けします。

タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 - 2

TEL 28 - 4353

FAX 31 - 1430

立ちどまらない保険。

MS&AD 三井住友海上

安心を売る仕事。



嵐の日でも 晴れの日も。
つらいときも うれしいときも。
わたしはあなたを見守っています。

わたしがあなたに
売っているのは「安心」です。

安心できれば 挑戦できます。
だからあなたは
夢に向かって
進みつづけてください。

どんなことが起きても
わたしはあなたの味方です。

MS 私は
agency 三井住友海上の
代理店です。

www.ms-ins.com



日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

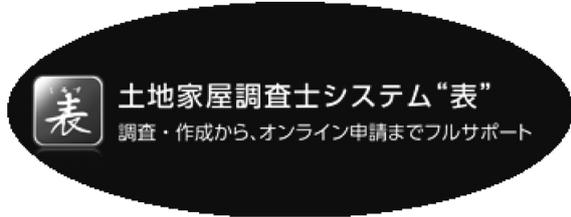
損害保険代理店 **有限会社 桐栄サービス**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

(有)クロキシシステム販売は信頼メーカー商品で 土地家屋調査士業務を支援します。



書類作成・事件管理のお手伝い

“表”

株式会社リーガル

測量・計算・図面作成のエキスパート

“INFINITY”

測量現場の便利ツール

“Pocket-Neo”

アイサンテクノロジー株式会社



高精度・高性能を迫及した

ライカの最新鋭機

“光波測量機・GPS”

ライカジオシステムズ

システムの入出力機として

実績と信頼メーカーの

“デジタルカラーコピー”

“カラーレーザー”

“スキャナ” etc..



カクマル



マイゾクッス

“プラ杭・木杭・アルミプレート” etc..

各種測量用品を取り扱っております。

お気軽にご連絡・ご相談下さい。

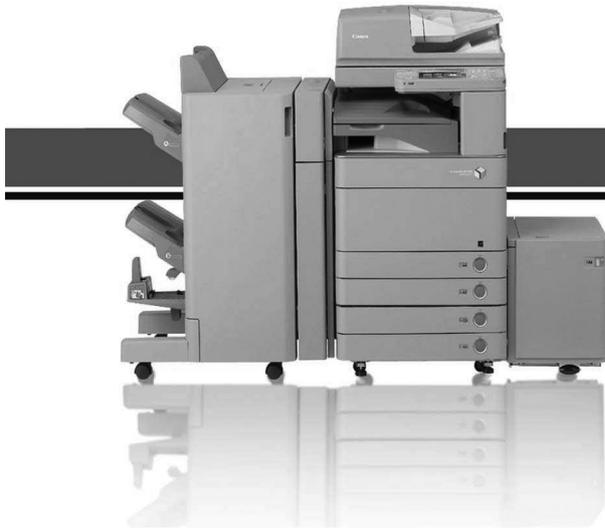
OA機器・CADシステム・測量機器
有限会社 クロキシシステム販売

TEL (0985) 51-5172 FAX (0985) 51-5641

URL : <http://www.kuroki-s-h.com>

Canon

imageRUNNER
ADVANCE
C5255/C5250
C5240/C5235



imageRUNNER
ADVANCE

User-Centric

マシン品質から、ユーザー品質へ。

imageRUNNER ADVANCE special site

環境配慮 Environment

いまや欠かすことのできない、環境配慮への取り組みを加速しています。

imageRUNNER ADVANCEは、製造、物流、使用、廃棄といった製品のライフサイクル全体を視野に入れ、環境配慮を促進したオフィス総合機です。その重要なテーマとして、「省資源」や「地球温暖化防止と省エネルギー」などを掲げ、CO₂の削減や節電省電力、バイオマスプラスチックの採用などに積極的に取り組んできました。特定化学物質に対しても厳しい自主基準を作成し、お客様が安心してお使いいただける製品を提供しています。



ユニバーサルデザイン Universal Design

すべての人にとっての使いやすさへ、幅広くアプローチしています。

「できること」を増やし、「できること」のレベルを高めるだけでは、ビジネスで真価を発揮することはできません。imageRUNNER ADVANCEは、細やかなユーザー視点から使いやすさを追求。つまづいてきた技術を「ユニバーサルデザイン」のために駆使しました。技術が使う人によりそうような、機種の新しい進化をお届けします。

- ① 大型液晶パネル
- ② テルト機構
- ③ カラーユニバーサルデザイン機能
- ④ ユーザビリティ



オフィスのトータルプランナー 複写機・OA機器の保守販売



東洋事務器株式会社
ToYo Office Supplies Corporation

〒880-0844

宮崎市柳丸町158番地
TEL 0985-25-8870 FAX 0985-25-3298
<http://www.toyojimuki.co.jp>

〒880-1102

東諸県郡国富町宮王丸370番地
TEL 0985-75-2928 FAX 0985-75-4739
info@toyojimuki.co.jp

元気No.1

企業を目指します。

環境 ISO 14001 認証取得

創造と開拓の心で 情報サービス業を目指します。



Printing



DTP



Multimedia



Design

あらゆる印刷物を取り扱っております。

パンフレット・カタログ・チラシ・ポスター・メニュー・リーフレット・取扱説明書・ポップ
DM・ハガキ・シール・名刺・封筒・ラベル・ロゴ制作・トレース・画像取り込み・画像編集
画像切り抜き・テキスト打ち・バナー広告 (FLASH、アニメーションGIF等)・HTMLに
よるリンク形式のマニュアル、印刷物等・PDFによるデジタル印刷物・新聞・本・記念誌
自費出版・アルバム・PDF等のデジタル出版物。



株式
会社

文昌堂

印刷・出版・企画デザイン・ホームページ作成

●本社 / 都城市東町18街区1号 TEL 0986-22-1121 FAX 0986-25-6408

●宮崎営業所 / 宮崎市東大淀一丁目1番16 ライトコート115号 TEL 0985-51-0566

URL <http://www.bunsho.co.jp>

【特別価格・送料無料】 好評図書のご案内

筆界特定登記官の実務に関するプロセス・留意点ができる！



筆界特定事例集2

東京法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 編著 2014年2月刊 B5判 340頁 定価3,672円▶**特價3,300円**

- 「申請人及び関係人の主張及び根拠～筆界の検討～結論」に至る実務の流れを紹介。
- 第2巻では、複雑な事案が増えている現状に対応するための新たな15事例を収録。

筆界特定事例集

東京法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 編著 2010年11月刊 B5判 284頁 定価3,024円▶**特價2,720円**

- 制度運用開始から5年間に蓄積された厳選24事例を収録。

類書の乏しい分野の登記実務を詳しく解説！不動産登記記録例も多数収録！



土地区画整理の登記手続

五十嵐徹 著 2014年4月刊 A5判 272頁 定価2,700円▶**特價2,430円**

- 土地区画整理事業における登記手続に特化した解説書。
- 事業の流れに沿って、図表や記載例、Q&Aを用いながら、関係する登記実務を解説。
- 主要条文及び関法令を細かに引用しているので、根拠をすぐに確認できる。

登記官や実務家に信頼され続ける解説書！



新版 精解説例 不動産登記添付情報(上巻・下巻)

新井克美・後藤浩平 編著 (上巻) 2007年11月刊 A5判上製箱入 800頁 定価8,208円▶**特價7,390円**
(下巻) 2008年3月刊 A5判上製箱入 732頁 定価7,668円▶**特價6,900円**

- 複雑で多種多様な添付情報を網羅し、添付の要否とその理由等について解説。
- 事務処理を進める上で疑問を抱きやすい具体的事例を掲げ、書式や先例・判例を交えながら一問一答形式で解説。

「416問のQ&A」で必要知識を網羅



**Q&A 農地・森林に関する法律と実務
登記・届出・許可・転用**

末光祐一 著 2013年5月刊 A5判 616頁 定価6,048円▶**特價5,440円**

- 実務で直面する「実践的な設問」をまとめた一冊。
- 先例・判例を多数収録。申請書・契約書のひな形も収録。
- 農地法、森林法のみならず関連する都市計画法、道路法、建築基準法等についても解説。



FAX注文書

FAX 03-3953-2061

特典コード 203079

(価格は税込)

FAXの送信間違いには、十分ご注意ください。※商品のお届け方法は郵送となります。

書名	特価(税込)	部数	書名	特価(税込)	部数
筆界特定事例集2	40538 筆例集2 3,300円	冊	新版 精解説例 不動産登記添付情報(上巻)	40148 精添上 7,390円	冊
筆界特定事例集	40415 筆例集 2,720円	冊	新版 精解説例 不動産登記添付情報(下巻)	40149 精添下 6,900円	冊
土地区画整理の登記手続	40547 土地区 2,430円	冊	Q&A 農地・森林に関する法律と実務	40509 農地森林 5,440円	冊

フリガナ お名前			
ご住所	〒	E-mail:	
	TEL:	FAX:	

※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>
営業時間: 月～金 (祝日は除く) 9:00～17:00

FUKUI COMPUTER

フィールドデザインで日本の未来を創る

測量計算CADシステム「BLUETREND XA」

豊富な測量計算機能と、それに連動した専用CADで、
「都市部」「平野部」「山間部」などあらゆるフィールドの測量業務に迅速に対応。

BLUETREND XA NEW! 2015
測量計算CADシステム(ブルートレンド エグザ)

フィールドワークからオフィスワーク、
データの管理・活用・連携まで、
測量業務をフルサポート!

軽快なフィールドワークを担う!

X-FIELD (新登場)
現場端末システム(クロスフィールド)

現場仕様の抜群の操作性! 情報収集・集約もこの1台!
さらに成果に直結! 現況観測はもちろん、縦断観測・横断観測も!

どこでも観測
— アンドロイド スマホアプリ —

測る! 撮る! 収集!
現場で手軽に軽快に!

Google™ 地図を背景に

現地調査ツール 建物調査ツール くい打ちツール 電子野帳ツール

2014年8月上旬リリース予定《無料!》

各種データを一元管理。調査士業務全般をワンパッケージでサポート。

TREND REGIC
土地家屋調査士事務支援システム(トレンドレジック)

不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成(登記申請書・委任状・筆界確認書等)から、事件管理・顧客管理・立会の管理に至るまで、調査士業務の飛躍的な効率化と省力化をワンパッケージでサポートする「土地家屋調査士」専用のアプリケーションです。

福井コンピュータ株式会社
本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6
札幌・青森・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

●製品に関するお問い合わせは **0570-550-291**
カスタマーサポートセンター【受付時間】9:00~12:00 / 13:00~18:00
*土曜、日曜、祝祭日、弊社指定の休業日は除きます。
上記ナビダイヤルは福井県坂井市に発信し、発信地までの通話料はお客様のご負担となります。また、通話料金につきましてはマイラインの登録に関わらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。携帯電話からのご利用の場合は20秒ごとに10円の通話料がお客様のご負担となります。

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は
福井コンピュータ 検索
<http://const.fukuicompu.co.jp>